**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県前橋市駒形町一四〇番地、最後の住所群馬県前橋市下大島町五九六番地一

被相続人　亡　関根　正秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

群馬県伊勢崎市本町二番地一〇　小暮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小暮　清人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県南巨摩郡身延町三澤二〇四九番地、最後の住所静岡県富士宮市上井出一二八五番地の一　天竜厚生会しらいと

被相続人　亡　望月まつゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

静岡県富士市中央町三丁目二番二号　シゲノブビルⅡ四階　本野仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本野　仁

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府河内長野市美加の台一丁目四〇番、最後の住所大阪府河内長野市美加の台一丁目四〇番一―五一八号

被相続人　亡　石川　泰正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

大阪市北区西天満四丁目三番一一号梅新パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内二五二一番地、最後の住所広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀一一一八番地三

被相続人　亡　三浦　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

事務所広島市中区八丁堀五番二二号　メゾン京口門六階

相続財産管理人　司法書士　塚　永行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北九州市八幡東区荒生田二丁目一四七六番地、最後の住所北九州市八幡東区昭和一丁目一番六号　被相続人　亡　城代フデ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

北九州市小倉北区金田一丁目五番二号ＷＩＮ小倉二階　畑中潤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畑中　潤

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市上荒田町五番地五、最後の住所宮崎県都城市郡元町二八〇〇番地三

被相続人　亡　友野　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

宮崎県都城市八幡町八街区一四号大山司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　大山　野拓

**無縁墳墓等改葬公告**

当山墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年三月二十九日

一　墳墓等所在地　大阪市北区野崎町四―一

一　墳墓等の名称　蟠龍寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　前田謹吾、前田巴璃子、佐々木キヌ、氏名不詳墓石十基

一　改葬を行おうとする者　大阪市北区野崎町四―一　宗教法人蟠龍寺　代表役員　太田　正敬

**富岡市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　富岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

富岡市市営住宅設置条例（平成十八年富岡市条例第百六十四号）第二条別表に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成三十年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月二十九日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

群馬県住宅供給公社

理事長　石井　久雄

**第４期決算公告**

平成30年3月29日

岐阜県恵那市大井町2087番地221

**株式会社ベスト飲料**

代表取締役社長　柘植　正浩

**貸借対照表の要旨**（平成29年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 52,565 |
| | 固定資産 | 1,490 |
| | 合計 | 54,055 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 172,389 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | △ 118,334 |
| | 資本剰余金 | △ 45,000 |
| | その他資本剰余金 | △ 45,000 |
| | 利益剰余金 | △ 73,334 |
| | その他利益剰余金 | △ 73,334 |
| | （うち当期純損失） | (14,655) |
| | 合計 | 54,055 |

**第63期決算公告**　平成30年3月29日

東京都八王子市川口町2352番地

**株式会社八王子ゴルフ倶楽部**

代表取締役社長　橋本　博司

**貸借対照表の要旨**

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 866,160 |
| | 固定資産 | 3,214,045 |
| | 合計 | 4,080,205 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 119,860 |
| | 固定負債 | 2,993,117 |
| | 株主資本 | 967,228 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 457,333 |
| | 資本準備金 | 457,333 |
| | 利益剰余金 | 499,896 |
| | その他利益剰余金 | 499,896 |
| | （当期純利益） | (26,435) |
| | 合計 | 4,080,205 |

**第９期決算公告**

平成30年3月28日

東京都中央区日本橋人形町三丁目８番２号

**クレステートリサーチ株式会社**

代表取締役　上髙　和幸

**貸借対照表の要旨**

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 36,781 |
| | 固定資産 | 17,136 |
| | 資産合計 | 53,917 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 16,421 |
| | 固定負債 | 6,280 |
| | 株主資本 | 31,216 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 21,216 |
| | 利益準備金 | 400 |
| | その他利益剰余金 | 20,816 |
| | （うち当期純利益） | (9,964) |
| | 負債・純資産合計 | 53,917 |